

日野町在宅重度障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、在宅重度障害者（児）に対し、紙おむつの購入に要する費用（以下「紙おむつ費用」という。）の一部を助成することにより、その負担を軽減し、もって障害者福祉の増進に資することを目的に、紙おむつ購入費の助成事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 助成事業の対象とする紙おむつとは、次の各号に掲げるものまたはこれに準ずるものとする。

- （1）紙おむつ（平板型またはパンツ型）
- （2）尿とりパッド
- （3）尿吸収シート

（対象者）

第3条 この事業により助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町内に居住し、その者の前年の所得（1月から7月までの間に使用した紙おむつ費用については、前々年の所得とする。）が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「措置令」という。以下同じ。）第52条の表第6条の4第1項の項下欄に規定する額を超えない者で、その者の配偶者の前年の所得および民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として生計を維持する者の前年の所得が措置令第52条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額を超えない者、かつ、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす年齢3歳以上の重度障害児（者）で常時紙おむつを使用している者とする。ただし、日野町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年告示第93号）に該当する者、日野町在宅高齢者等に対するおむつ助成事業（平成22年7月1日施行）に該当する者、生活保護世帯で紙おむつの扶助を現に受けている者は除く。

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に規定する障害の程度が1級または2級の者
- （2）児童相談所または更生相談所において知的障害の程度が最重度または重度と判定された者

で療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年法律第94号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級の者

(4) 前三号に規定すると同程度の障害を有し、常時紙おむつを必要とする者で町長が特に必要と認めた者

(助成額)

第4条 紙おむつの助成額は、1か月5,000円を上限とし、4月から7月まで、8月から11月までおよび12月から3月までの各4か月を単位として、1か月あたりの上限額に対象となる月数を乗じた額を助成額の上限として確認するものとする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、身体障害者手帳等を提示し、在宅重度障害者紙おむつ購入費助成事業交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

(助成の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに助成の可否を審査し、在宅重度障害者紙おむつ購入費助成事業助成決定・却下通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査において、助成を開始する月は、申請のあった日の属する月からとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の支給を受けようとするときは、在宅重度障害者紙おむつ購入費助成金請求書（別記様式第3号）に紙おむつの購入を証する領収書等を添えて、町長に請求するものとする。

2 助成金の請求は、毎年度7月、11月および3月の年3回とする。この場合において、7月および11月の請求については、それぞれ前月までの4か月に支払った紙おむつ費用を対象とし、3月の請求については12月から3月までに支払った経費を対象とする。

3 助成対象者は、前項に規定する月に請求できなかった領収書等があるときは、当該領収書等の領収日の属する月の助成額の上限額（月の助成額の確認は、第4条を準用する。）を超えない範囲において、前項にかかわらず請求することができる。ただし、当該月の末日から2年を経過し

たものはこの限りでない。

(助成金の支給等)

第8条 町長は、前条の規定による請求を受理したときは、速やかにその内容を審査して助成額を決定し、助成対象者に助成金を支給するものとする。

2 助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、その事実が生じた日の翌日以後の購入にかかる費用は、助成の対象としないものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 町内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 施設等に入所したとき。
- (4) 病院に3か月以上継続して入院するに至ったとき。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者に対して既に支給した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の日野町在宅重度障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成23年4月1日施行）に定める様式は、この告示に定める様式とみなし、当分の間、必要な調整をして、使用できるものとする。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第7条関係）